

指 示

令和5年11月28日

栃木県知事

福田 富一 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和4年6月21日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 栃木県宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町及び那珂川町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 栃木県上三川町、壬生町、塩谷町及び那須町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 栃木県鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 栃木県佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町及び那珂川町において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 栃木県宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町及び高根沢町において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 栃木県さくら市において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるくりたけについては、この限りではない。
7. 栃木県鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町及び那珂川町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 栃木県日光市、大田原市、矢板市（貴県の定める管理計画に基づき管理される区域を除く。）、那須塩原市及び那須町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 栃木県大田原市、那須塩原市及び那須町において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂

川町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- 1 1. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市において産出されたさんしょう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 栃木県鹿沼市、日光市及び那須町において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 3. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町及び那須町において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市及び矢板市において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 5. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。
- 1 6. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

令和4年6月21日

栃木県知事

福田 富一 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和2年2月25日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 栃木県宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町及び那珂川町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 栃木県上三川町、壬生町、塩谷町及び那須町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 栃木県鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 栃木県佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町及び那珂川町において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 栃木県宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町及び高根沢町において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 栃木県鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町及び那珂川町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 栃木県日光市、大田原市、矢板市（貴県の定める管理計画に基づき管理される区域を除く。）、那須塩原市及び那須町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 栃木県大田原市、那須塩原市及び那須町において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市において産出されたさんしょう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- 1 1. 栃木県鹿沼市、日光市及び那須町において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 2. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町及び那須町において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 3. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市及び矢板市において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 1 4. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。
- 1 5. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。